

行職員のための

「相続・贈与」なるほどセミナー

★第18回★

「生命保険の活用方法」

今回は、生命保険を活用した相続対策を取り上げます。生命保険には、相続税の納税資金を準備する効果だけでなく、相続税の節税効果や遺産分割を円滑に行なう効果もありますので、しっかりポイントを押さえてください。



定

期預金や株式などの金融資産で相続税を支払いたいと考えている場合、納税資金に充ておかなければなりません。

仮に被相続人の死亡時点でその金額に足りない場合、その差額については、相続人が相続した不動産を処分するなどして埋めなければならないのです。

では、生命保険を活用する場合はどうでしょうか。

図表1では、相続税の納税資金として必要な金額2000万円を保険金額に設定しています。50歳で加入し、60歳までの10年間、保険料を支払うこととします。

生命保険のメリットは、現状の金融資産が少なくとも、加入と同時に納税対策ができる点にあります。加入後すぐに死亡した場合であっても、保険料払込期間が過ぎた後であっても、保険金を受け取ることができます。

代表的な保険として終身保険と定期保険がありますが、終身保険といわれるタイプが、相続税納税資金の準備には適しています。終身保険タイプは、死亡年齢にかかる

わらず、死亡時には必ず一定の保険金が受け取れるという点に特徴があります。

定期保険といわれるタイプは、納税資金準備対策には向いていません。終身保険と比較すると保険料自体は安くなります。保険期間満了後に死亡した場合は保険金を受け取ることができず、改めて保険に入れる等の対策が必要になるからです。

だれが保険料負担者かにより課税される税金は異なる

次に、生命保険契約の課税関係について見ていきます。

生命保険契約の締結時には、①被保険者（生命保険をかける対象）、②保険料負担者（保険契約者）、③保険金受取人の3者を設定します。その3者について、それぞれ別の人を設定することも可能です。

例えば、図表2の3つのパターンのいずれであっても、被相続人が死亡したことにより、保険金受取人（相続人A）は、保険金を手にするわけですから、相続税の納税資金に充てることができます。

ただし、受け取った保険金に対して課税される税金が異なります。

まず、保険料負担者と保険金受取人が被相続人以外の者で同一人物（＝A）である場合には、もともと自分の財産（保険金受給権）を被相続人の死亡によって保険金

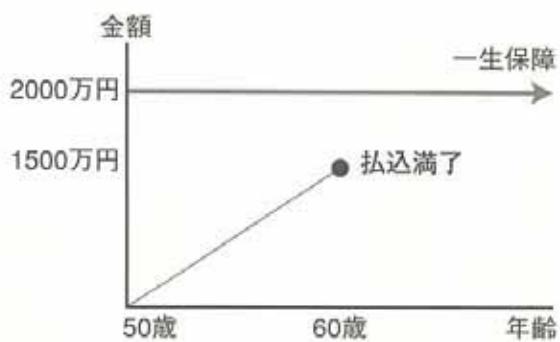
という形で取得するわけですか
ら、Aに対して一時所得として所得税・住民税がかかります。

被相続人に保険料を負担している場合
などは、この方法を検討する余地
があります。

図表1 生命保険による納税資金準備の例

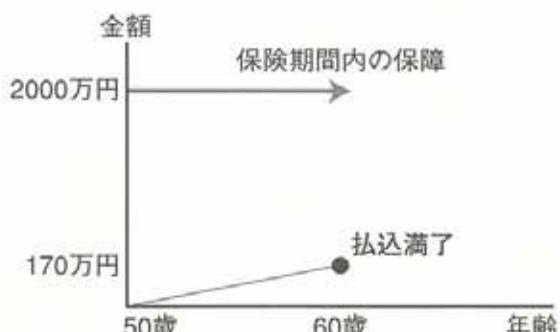
①終身保険タイプ

被保険者・契約者	被相続人
保険金額	2000万円
加入年齢	50歳
払込満了年齢	60歳
保険料年額	150万円
総払込金額	1500万円



②定期保険タイプ

被保険者・契約者	被相続人
保険金額	2000万円
加入年齢	50歳
保険期間満了年齢	60歳 (保険期間10年)
保険料年額	17万円
総払込金額	170万円



図表2 死亡保険金の課税関係（被相続人が被保険者であることが前提）

保険料の負担者	保険金等の受取人	考え方	課税関係	課税上のポイント
A	A	他者からの財産移転は生じておらず、A自身の所得となる	Aに対し所得税	一時所得金額＝(保険金－既払込保険料－50万円)×2分の1
B	A	BからAに対し保険金の贈与があったとみなす	Aに対し贈与税	暦年課税の場合の課税価格＝保険金－60万円
被相続人	A	Aが保険金を相続または遺贈で取得したとみなす	Aに対し相続税	相続税の非課税枠＝500万円×法定相続人の数

受け取った生命保険金は一定額まで非課税に

受け取った生命保険金に対して相続税が課税される場合は、相続税が軽減されます。相続人が受け取った死亡保険金のうち、「50万円×法定相続人の数」までは、相続税が課税されないことになっているからです。

例えば、相続人が配偶者と子の合計3人である場合、150

くための資金が不足している場合、取人が被相続人以外の者で同一人物でない場合には、死亡保険金は保険料負担者（＝B）から保険金受取人（＝A）への贈与として取り扱われ、Aに対して贈与税が課税されます。贈与税の負担割合が非常に大きいため、この契約形態はお勧めできません。

最後は、被相続人が保険料を負担しているケースです。この場合には、被相続人から死亡保険金を相続により取得したとみなされ、相続税が課税されます。

0万円まで相続税がかからないことになります。

また、死亡保険金の非課税枠のほかに、場合によつては死亡退職金の非課税枠も活用できます。被相続人が死亡したときに在籍していた会社から死亡退職金が相続人に支給された場合、その死亡退職金についても相続税の対象になり

ますが、生命保険金の場合と同じく、500万円に法定相続人の数を乗じた金額までは相続税がかからないことになります。

その死亡退職金は死亡保険金と同様、相続税の納税資金として活用することができます。

例えば、被相続人が同族会社を経営していた場合に次のようなスケームが考えられます。一般的に「経営者保険」と呼ばれているスケームです。

- ①会社が、被保険者を役員である被相続人、受取人を会社とした生命保険に加入する
- ②被相続人死亡時に、会社に保険金が支払われる
- ③会社は、その保険金を原資として、所定の退職金を相続人に對して支給する

この方法を使えば死亡退職金の非課税枠を利用することができます。さらに相続税の納税資金に充てることができます。退職金支給のための資金を外部（保険会社）で積み立てていくイメージです。

代償分割のための資金を生命保険で準備するのも有効

生命保険は、遺産分割におけるトラブルの回避にも利用することができます。代表的な例として、「代償分割」に関するスキームを紹介しましょう。

代償分割とは、特定の相続人（例えば家を継ぐ長男）が一括して財産を相続する代わりに、他の相続人に対して一定の金銭を支払うというものです。一括して財産を相続する特定の相続人には、ある程度の金銭が必要になりますが、この際、代償分割の支払いのための資金を生命保険で準備することができます。

財産を受ける人を死亡保険金受取人に指定しておけば、受け取った保険金をもつて、他の相続人に代償金を支払うことができるわけです。

こんなアドバイスを行なおう

今回の解説
を踏まえて



今回のお客様

長男以外の相続人には渡す財産がないというRさん

Rさん「当家では、不動産を代々長男が継ぎできました。私も不動産を長男に相続させたいと考えていますが、その不動産が私の全財産であるため、他の息子には渡す財産がありません。どうしたらよいでしょうか？」

行職員「その場合には、代償分割という方法を選択することも有効だと思われます。ご長男が遺産のすべてを相続する代わりに、他のお子さんには金銭を支払うという遺産分割の方法です」

Rさん「なるほど。ただ、長男が相続税や、兄弟に渡す分の金銭を準備できるのかどうか…。できれば私が長男の支払資金も用

意してあげたいのですが…」

行職員「それでしたら、相続税の納税資金かつ代償分割のための資金を準備するため、生命保険を利用してみては、いかがでしょうか。生命保険を利用すれば、相続税の軽減にもつながりますよ」

Rさん「そうなんですか。生命保険については、あまりよく考えないで加入しているものもあると思います。この機会に検討してみます」

★アドバイスのポイント★

特定の相続人に財産を一括して相続させたいケースでは、代償分割を利用するのも有効な手段です。また、相続税の納税も、代償金の支払いも、基本的には金銭で行ないますから、生命保険を活用して必要資金を準備する方法があるということをアドバイスするとよいでしょう。